

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和2年3月1日



例年よりも冬を感じないまま、いつの間にか春らしくなってきましたね。

さて、最近では米中間の経済摩擦の影響で景気動向が不安定だったところに、“新型コロナウイルス”という新たな脅威が世界的に猛威を振るっています。

今回は、急激な景気の変動により、会社が休業せざるを得ない事態に対応するための助成金について、ご紹介いたします。

▶ TOPIC 雇用調整助成金について (※3/2 時点での情報です。追加変更の可能性あり)

新型コロナウイルスの感染症の影響で、経済へも深刻な影響が出ていることから、雇用調整助成金の受給要件において特例が実施されています。

雇用調整助成金とは…、

景気の変動や経済上の理由等により、事業の縮小を余儀なくされた際に、一時的な雇用調整(休業・教育訓練・出向)を実施することにより、解雇せずに従業員の雇用を維持した場合に助成される制度です。

従業員に休業させる

休業手当を支給

会社に支払った休業手当の一部が助成される



実際の助成額は？

- 休業・出向の場合は、賃金相当額の3分の2 (中小企業以外は2分の1)
※労働者1人あたり日額8,335円が上限
- 教育訓練の場合は、日額1,200円を加算

労働基準法では、会社都合で休業する場合、平均賃金の6割以上の支払が必要です！



【 受給要件 】

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 最近3カ月の売り上げが前年同時期3カ月と比較して10%以上減少していること
- ③ 雇用保険被保険者数が最近3カ月と前年同時期3カ月を比較して一定数以上増加していないこと

【 受給手続きと注意事項 】

- ① 事前に休業計画の届出が必要です
- ② 休業は全一日にわたっての実施、若しくは一斉に全員1時間以上実施でも可
- ③ この制度の利用開始から1年経過後は、1年間は特別な延長措置がない限り継続利用できません (クーリング期間があります)

総理事会に基づき、現在、新型コロナウイルス感染症の関しては、観光業だけでなく、製造業等に向けても受給要件等に特例の実施が検討されています！！

- ① 売り上げの対比期間を 3カ月 → “1カ月” に短縮へ
- ② 休業計画の事前届出 → “事後” 提出可能へ …など

上記は、3月初旬時点での情報ですが、引き続き、新たな追加支援策も発表されるかと思えます。新型コロナウイルス感染症の影響により、休業の必要性が生じた場合、すぐに弊社へご相談下さい。助成金で対応出来るよう、アドバイス、手続きのお手伝いをさせていただきます。